

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります



現在、75歳以上の人と65歳以上で一定の障害がある人は、国民健康保険や健康保険組合に加入しながら、老人保健制度により住所地の市町村から医療の給付を受けています。こうした人たちは、平成20年4月からは従来の医療保険制度を脱退し、独立した保険制度として新設される『後期高齢者医療制度』に加入することになります。この制度では、都道府県ごとにすべての市町村が参加して設立した、後期高齢者医療「広域連合」（以下、広域連合）が運営主体となり、被保険者の保険料の決定・徴収、医療の給付などを行っていきます。

所得が一定の基準より低い場合、均等割の額が軽減されます。

保険証について

老人保健制度では、医療機関を受診するときに保険証と老人保健医療受給者証が必要でしたが、後期高齢者医療制度では保険証のみで受診することができま

後期高齢者医療制度の特徴

対象者について

現行の老人保健制度と同様に、75歳以上の人と65歳以上で一定の障害がある人が対象者です。

保険料の負担について

被保険者（加入者）全員が保険料を負担します。これまで保険料の負担がなかった健康保険組合等の被扶養者も保険料を納めることとなります。

保険料は、被保険者全員が定額を負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」の合計で算出します。

保険料の納付方法については、年額18万円以上の年金受給者については、保険料が年金から天引きされます。それ以外の人は納付書または口座振替で納めていただきます。

保険料の減額については健康保険組合等の被扶養者の場合、これまで保険料を負担していなかったため激変緩和措置として均等割の額が2年間半額になります。

加入の手続きおよび保険証の送付について
現在、老人保健の被保険者になっている人
平成20年4月1日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になります。新しい保険証は平成20年3月中旬に郵送します。

* 後期高齢者医療制度への加入を希望しない65歳以上75歳未満で一定の障害を持ち、現在老人保健の被保険者になっている人は、保険課または総合支所健康福祉課にその旨を届け出てください。

医療の給付について

医療機関受診時の自己負担割合（1割または3割）や高額療養費等の給付は老人保健制度と同様です。また、医療保険と介護保険の自己負担の合計額が一定以上になった場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。

運営主体について

現行の老人保健制度では医療の給付は運営主体である市町村が行い、保険料は各医療保険が決定・徴収してまいりました。後期高齢者医療制度では

平成20年4月1日以降に75歳になる人
75歳の誕生日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になります。新しい保険証は誕生日前に郵送します。
65歳以上で一定の障害を持ち、4月以降新たに加入の申請をする人
広域連合が認定をした時点で後期高齢者医療制度の被保険者となります。保険証についても広域連合が認定した時点で交付します。
* 加入の申請は、保険課または総合支所健康福祉課で受け付けています。

埼玉県内すべての市町村で構成される埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療の給付、保険料の決定などをを行い、各市町村が各種申請や届出の受付、保険証の交付、保険料の徴収などを行います。

後期高齢者医療制度の主な特徴

対象者	75歳以上または65歳以上で一定の障害がある人
保険料の負担	被保険者（加入者）全員が所得等に応じて負担
医療機関受診時の提示物	保険証のみ
医療機関受診時の自己負担割合	1割（ただし一定以上の所得がある人は3割）
医療の給付	従来の老人保健制度と同じ。その他、医療保険と介護保険の自己負担の合計額が一定額を超えた場合、超えた額を「高額介護合算療養費」として支給

埼玉県後期高齢者医療広域連合 048 833 3222、保険課 111 6、総合支所健康福祉課 133 31（内線315）

行政相談をご利用ください

市民課 1110

困ったときは
お気軽に!

役所など官公庁の仕事について、「分からない」、「説明に納得ができない」、「処理が間違っているのではないか」といった意見をお持ちの人はいませんか。市では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が毎月第3木曜日に相談を受け付け、問題解決のお手伝いをしています。(P21市民相談参照)

なお、10月15日から21日は「行政相談週間」です。この期間に次のとおり行政相談窓口を開設します。官公庁の仕事などでお困りの人は、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。また、相談員の自宅でも随時相談できます。

日時 10月18日 午前10時～午後3時

会場 市役所5階501会議室

内容 年金、環境衛生、公害、住宅、道路、交通、官公庁の窓口業務など
相談員

石田 祐寛 氏(本庄3 3 2、 3 4 1 5)

福島 教子 氏(千代田1 1 1 8、 3 0 6 0)

立花 勲 氏(児玉町小平8 1 8 1、 ㊦1 3 7 3)

総務省関東管区行政評価局でも行政相談を実施しています。

- ・電話では 0570 090110 (行政苦情110番)
- ・FAXでは 048 600 2336
- ・インターネットでは <http://www.soumu.go.jp>

長峰墓地慰霊追悼

大正12年9月1日に発生した関東大震災の混乱の中、流言飛語によって、市内で尊い生命を奪われた朝鮮人八十余人の犠牲者のご冥福を祈る慰霊追悼の式典が、9月1日に東台5丁目の長峰墓地で行われました。式典には、吉田市長をはじめ在日朝鮮・大韓民国人代表、一般市民が多数出席しました。



市仏教会の僧侶の読経に続き、市長の慰霊の辞が述べられ、その後、出席者の焼香の列が続きました。

本庄都市計画案などの縦覧を行います

本庄都市計画案(本庄道路ほか)および一般国道17号本庄道路環境影響評価準備書の縦覧を行います。また、意見がある人は、県に意見書を提出することができます。なお、縦覧期間中に環境影響評価準備書についての説明会を開催します。

本庄都市計画案

(本庄道路・十間通り線)

縦覧期間 10月12日～11月12日

(土・日・祝日を除く) 午前8時

30分～午後5時

意見書の提出期間 10月12日～11

月26日(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

縦覧・意見書提出場所

埼玉県都市計画課、本庄県土整備事務所、市都市計画課

一般国道17号本庄道路環境影響評価準備書

縦覧期間 10月12日～11月12日

(土・日・祝日を除く) 午前8時

30分～午後5時

意見書の提出期間 10月12日～11

月26日(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

縦覧・意見書提出場所

埼玉県都市計画課・温暖化対策課、熊谷県土整備事務所、本庄県土整備事務所、北部環境管理事務所、市都市計画課、深谷市役所、上里町役場

市立図書館本館でも、開館日時に縦覧できます。

説明会日時 10月20日 午後3時～

会場 市役所6階大会議室

埼玉県都市計画課 048 83

05343、市都市計画課

1136

埼玉県知事選挙の投票結果

県知事選挙の投票が8月26日に行われました。

選挙の結果、上田清司氏が当選しました。市の開票結果は下表のとおりで、投票率は28.97%(男29.78%、女28.18%)でした。

開票結果(敬称略・得票順)

上田 きよし	13,291
吉川 春子	4,094
武田 信弘	804
無効票	357

未来をつくる
あなたの一票大切に

